パートナーシップ宣誓継続申告書

福岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第12条第1項及び同条第2項の規定に基づき、以下2名はパートナーシップを継続するため、受領証の交付を申請します。なお、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書受領証を市に返還します。

年 月 日

また、申告があったことを転出地の自治体に通知することに同意します。

		<u> </u>		た名 氏名	
,		(通称名)	(通称名	
		現住所		現住所	
		前住所		前住所	
		<u>Tel</u>		Tel	
当するものに てください。)			確認事項		
□該当しない	□該当する	互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続 的な共同生活をしている、又は継続的な共同生活をす ることを約した、一方又は双方が性的マイノリティである こと。		関係性	
			下記のいずれかに該当すること。		
□該当しない	□①に該当	①双方または一方が市内に住所を有している。			
山図当いよい、	□②に該当			住所要件	
- 月 日/未定) - 月 日/未定) - 月 日/未定)	(予定日 年	予定している。	②双方又は一方が市内への転入を		
. 月 日/未定)	(予定日 年	プの関係(養子縁組、	②双方又は一方が市内への転入を・双方に配偶者がいないこと。 ・申告者以外の者とパートナーシッ 他都市のパートナーシップ制度を	独身要件	
: 月 日/未定) : 月 日/未定)	(予定日 年 (予定日 年	プの関係(養子縁組、 含む)にないこと。 こと(パートナーシッ	・双方に配偶者がいないこと。・申告者以外の者とパートナーシッ	独身要件公序良俗	

- ※ <u>住民票</u>(本市への転入を予定している場合はその事実が確認できるもの)及び<u>2名分の受領証相当</u> <u>書類</u>(転出地自治体から発行されたもの)、<u>本人確認ができる書類</u>(郵送の場合は写し)を添付して 提出してください。(提出書類(本人確認書類以外)は返還いたしません。)
- ※ 転入予定の場合は、転入後速やかに住民票を人権推進課に提出してください。
- ※ 郵送で提出する場合は、切手貼付の返信用封筒を同封してください。
- ※ 子の氏名の裏面記載を希望する場合は、別途様式第5号(パートナーシップ宣誓書受領証に係る子に関する届)の提出が必要となります。

ŗ						
i	継続申告書受理日	年	月	日		
!	転出元自治体への通知日	年	月	日		